

(令和8年度版)

農業近代化資金を借りる際の手続きの流れ

栃木県農政部経済流通課作成

【①融資相談】

まずは最寄りの窓口機関（融資機関）にご相談ください。

◆窓口機関リスト（栃木県経済流通課 HP のリンク）



<https://www.pref.tochigi.lg.jp/g03/work/nougyou/yuushi/documents/r8-madoguchikikann-rist.pdf>



【②借入希望申込 ⇒ 融資審査】

必要書類をご用意いただき、借入希望申込書類を融資機関に提出し、融資審査を受けます。

【③借入申込 ⇒ 利子補給承認審査】

融資審査の結果、融資が可能と通知されましたら、借入申込書類を融資機関に提出します。融資機関は県に対して利子補給承認申請を行い、県の審査を受けます。

【④利子補給承認⇒融資実行】

県から利子補給対象事業として承認されましたら、農業近代化資金の融資実行が可能となります。

借入をご希望の皆様にご注意いただきたい点

- ◆融資審査と利子補給承認審査には、合わせて2か月以上の期間を要する場合がありますので、**お早めに、まずは最寄りの窓口機関（融資機関）へご相談ください。**
- ◆営農に支障がでないよう、融資審査や利子補給承認審査の結果、融資ができない、となった場合の対応も手続きと並行して必ずご準備ください。

令和8年度からの手続き等の変更点

制度の安定的な運用のため、栃木県では、令和8年度から以下のとおり運用の一部見直しを実施します。

※営農計画を立てる中で、農業近代化資金の活用を検討されている場合は、お早めに最寄りの窓口機関（融資機関）にご相談ください。

1 資金の需要調査を実施します。

対象：すべての借入希望者

県の利子補給承認を受けたい案件は、毎月20日頃に融資機関から県宛に提出する「**需要調査票**※」によりあらかじめ県に報告してください。

（例 5月に利子補給承認を受けるためには、4月の需要調査で報告が必要です。）

※融資機関が需要調査票を作成するため、借入予定額、借入予定時期、融資対象物等の情報が必要となります。

※需要調査票には、需要調査時点での借入予定額の根拠（見積書やカタログ等金額の分かるもの）の写しの添付が必要です。

※農機具稼働期において、修理不能の損壊等により経営に多大な影響が出る場合等には、需要調査票による事前の報告がなくても県の承認を受けられることがありますので、融資機関にご相談ください。

2 借入額の大きな案件は年1回の申請受付となります。

対象：借入額が3,600万円を超える借入希望者

借入額が3,600万円を超える案件については、年1回、期間を設けて、県の利子補給承認申請を受け付けます。

※前ページ③の利子補給承認申請の受付期間が年1回、6月頃となりますので、利子補給承認審査に必要な書類を6月までにご準備ください。

※利子補給承認申請に先立ち、前ページ②の融資審査等の手続きが必要となりますので、時間に余裕を持って手続きを開始ください。

※同一経営体が同一の月に複数の案件の利子補給承認を希望し、それらの借入額の合計が3,600万円を超える場合も関連する案件は、年1回の受付となります。